

※1 区域内において生じた価値の割合を算出にあたって、税務大臣が定める標準的な算出方法を用いた場合は「標準的な算出方法」欄に「○」を記載し、他の算出方法を用いた場合は「その他の算出方法」欄に「○」を記載した上で、その算出方法の詳細及びその算出方法とする理由を記載すること。

なお、区域内において生じた価値の割合の標準的な算出方法は、下記のとおりであること。

算式

$$(A - B) / A$$

算式の符号

A：当該地方団体による返品品の調達費用

B：当該返品品の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用

※2 返品品の製造・加工が行われた場所について、国内の場合は都道府県名及び市町村名（例：〇〇県〇〇市）、国外の場合は国名を記載すること。

※3 当該返品品等を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載すること。なお、当該返品品等が非売品である場合には、当該返品品等の類似製品に通常の価格を記載するとは。